

総 税 企 第 8 8 号
平成 2 7 年 9 月 2 5 日

各 道 府 県 総 務 部 長
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 殿

総 務 省 自 治 税 務 局 企 画 課 長
(公 印 省 略)

「電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の
特例について（通知）」の一部改正について

地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 7 年総務省令第 3 8 号）の公布に伴い、「電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例について（通知）」（平成 1 0 年 6 月 5 日自治税企第 1 5 号自治省税務局企画課長通知）の一部を下記のとおり改正しますので、適切に運用されるようよろしくお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いいたします。
なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

別添 1 及び 2 の「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおり改正する。
別添 1 の改正は平成 2 7 年 9 月 3 0 日より、別添 2 の改正は平成 2 8 年 1 月 1 日より適用する。